

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例に係る基準(案)

○子ども・子育て関連3法の制定による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営についての基準を、市が条例で定めなければならないこととなりました。また、新制度では対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へと変更になりました。

○市が条例で定める基準については、国の基準（従うべき基準／参酌すべき基準）を踏まえて制定する必要があります。

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準で、事業を行う者は、事業の設備及び運営の基準を遵守しなければならない。

放課後児童健全育成事業については、認可ではなく、事前の届出制となります。

○現状の運営基準：平成19年10月19日付、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドライン」を基本として運営しています。

○以下は、国の検討状況等を参考に作成した国の基準（案）です。

No.	事項	国の基準（案）	従う 参酌	市の方針（案）
1	放課後健全育成事業者の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を利用している児童（以下「利用者」）の人権への配慮、人格の尊重 ・地域社会との交流及び連携、保護者及び地域社会への運営内容の説明 ・運営内容についての自己評価、結果の公表 ・放課後児童健全育成事業所の構造設備（利用者の保健衛生及び危害防止への考慮） 	参酌	国基準を本市の基準とする。
2	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置 ・非常災害に対する具体的計画の策定及び訓練の実施等 	参酌	国基準を本市の基準とする。
3	放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者 	参酌	国基準を本市の基準とする。
4	職員の知識及び技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ・知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない ・放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保 	参酌	国基準を本市の基準とする。
5	設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」）、支援の提供に必要 	参酌	地域の実情を考慮し、国

		<ul style="list-style-type: none"> な設備及び備品等の設置 ・専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上・専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない ・専用区画等は衛生及び安全が確保されたものでなければならない 		<p>の基準を原則とする。 (必要に応じ、特例措置等を検討)</p>
6	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならない ・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、1人を除き補助員に代えることができる ・放課後児童支援員は次のいずれかに該当する者で、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない①保育士、②社会福祉士、③高等学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に従事した者、④教員免許を有する者、⑤大学、大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者、⑥高等学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に類似する事業に従事した者で市町村長が適当と認めた者 	従う	<p>国基準を本市の基準とする。 ◆本市の現状 指導員：教員免許（幼稚園含む）、又は保育士資格のある者</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・一の支援の単位を構成する児童の数（児童の集団の規模）は、おおむね40人以下とする ただし、地域の実情を考慮する必要がある場合は、この限りではない 	参酌	<p>地域の実情を考慮し、国の基準を原則とする。 (必要に応じ、特例措置等を検討)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに当該支援の提供に当たる者でなければならない 	従う	<p>国基準を本市の基準とする。</p>
7	児童を平等に取り扱う原則	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止 	参酌	<p>国基準を本市の基準とする。</p>
8	虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の利用者に対する虐待等の禁止 	参酌	<p>国基準を本市の基準とする。</p>
9	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、食器等又は飲用水の衛生管理 ・感染症又は食中毒の発生、まん延の防止 ・医薬品その他の医療品を備え、管理すること 	参酌	<p>国基準を本市の基準とする。</p>

10	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定める ①事業目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③開所している日及び時間 ④支援の内容及び、利用者負担額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 等 	参酌	国基準を本市の基準とする。
11	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備 	参酌	国基準を本市の基準とする。
12	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の秘密の漏洩の禁止等 	参酌	国基準を本市の基準とする。
13	苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等・市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善・社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会の調査への協力 	参酌	国基準を本市の基準とする。
14	開所時間及び日数	<ul style="list-style-type: none"> ・開所日数について年間250日以上、開所時間について平日は1日3時間以上、休日は1日8時間以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める 	参酌	<p style="color: red;">地域の実情を考慮し、開所日数を定める。</p> <p>◆本市の現状 授業を行う日 ：授業終了時～午後6時まで 授業を行わない日 ：土曜日/長期休業日</p>

				午前8時～午後6時まで
15	保護者との連絡	・保護者との密接な連絡（利用者の健康及び行動を説明し、支援の内容等について保護者の理解及び協力を得るよう に努めなければならない）	参酌	国基準を本市の基準とする。
16	関係機関との連携	・市町村、児童福祉施設、小学校等関係機関と密接に連携した支援	参酌	国基準を本市の基準とする。
17	事故発生時の対応	・事故発生時の市町村、保護者等への連絡 ・賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償	参酌	国基準を本市の基準とする。
18	職員の経過措置	・放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含める	—	国基準を本市の基準とする。

洲本市独自の基準案(追加分)

項目	内容	市独自基準とする理由
暴力団排除	事業者は、洲本市暴力団排除条例(平成25年3月25日条例第2号)に定める暴力団員等でないことを定める。	市民の安全・安心を図るため、暴力団等の参入・影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため。